

電算システム関係事務事業の取扱いについて

電算システム関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 12 月 24 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12) -	電算システム関係事務事業の取扱い
電算システム関係事務事業については、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないような関係町間のネットワークを構築するよう調整する。ただし、統合の必要がないシステムについては、新町において調整する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

(協議第10号関係)

幹事会

電算システム統合プロジェクトチーム

協議項目	電算システム関係事務事業の取扱い	協議細目	電算システムの統合及び管理、運用
調整の方針	電算システム関係事務事業の取扱いについては、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないような関係町間のネットワークを構築するよう調整する。ただし、統合の必要がないシステムについては、新町において調整する。		
具体的調整方針	電算システムによる業務処理は必要不可欠であり、合併後の住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明発行などの窓口業務や自治体の基幹収入である税の賦課・徴収業務などをスムーズに移行し、住民サービスの低下や事務処理の停滞を招かないようにするとともに、関係町の同様のシステムを統合することにより運用経費の削減を図る。 そのため、現在北但広域行政協議会で共同処理を行っている住民記録、印鑑登録、税などのシステムは、新たにパソコン版による合併対応システムを構築し、新町単独で導入する。 その他のシステムについては、関係町で安定稼働しているシステムの中から代表システムを選択して統合、改造、又は代表システムの最新パッケージと入れ替える、新規にパッケージシステムを導入するなどの方法により調整する。 ただし、合併に伴う調整の必要がないシステムについては、現行システムを継続して運用又は新町において調整するものとする。 また、合併時には関係町の庁舎間を高速回線で接続し、いずれの庁舎においても住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明発行をはじめとする住民サービスが迅速に提供できるようにする。		
理由	新町単独導入の理由 (共同処理については、以下のような問題点があるため単独導入を選択するものとする。) 北但東部1市5町側との共同処理の問題点 北但合併協議会側は、すでに単独導入に向けての作業が相当進んでおり、これまでと同様に1市8町による共同処理を行うためには、北但合併協側のシステム開発を中止してもらい共同処理を前提とした開発をやり直さなければならない。その際、現在までに北但合併協が投資した費用の補償問題が発生し、これを3町で負担することとなると新町単独で導入する費用を上回る負担が必要になる。また、合併スケジュールを6ヶ月以上遅らせてもらう必要もあり北但合併協側の理解は得られないと思われる。 北但西部5町での共同処理の問題点 浜坂町・温泉町側においてもすでに合併協議会で単独導入の方針決定をしており、この方針を変更してもらわなければならない。また、電算室の設置場所、運営方法(一部事務組合、協議会、受委託等)、5町間のネットワーク、費用の負担割合などの調整が必要である。さらに、開発するシステムの仕様を作業が先行している2町側に合わせていく必要もあり、現在3町が同じ取扱いを行い合併にあたって調整の必要のない事項を、2町側の処理方法に合わせていかなければならないという問題も発生する。 パソコン版による構築の理由 (以下のような理由からシステムについてはパソコン版による構築を選択するものとする。) 北但広域行政協議会の汎用機によるシステムは開発から30年近く経っており、法改正に伴う改修が困難になっているとともに、このシステムの改修により合併時を乗りきったとしても5～10年後には新システムへの入替えが必要であるといわれている。 汎用機は、機器費用が非常に高いこと及び維持管理は業者委託が必要なため、導入費用、運用費用が高く、新町単独では負担が大きくなる。 汎用機は、システムやハードに精通した技術者が激減するといわれている2007年以降の運用管理に不安がある。(2007年問題) パソコン版の場合、大きな電算室を必要とせず、また端末機の共用により事務スペースも広がる。 パソコン版の場合、電子申請、電子入札、電子決済など電子自治体への展開がしやすい。 単独導入の場合、構築費用及び運用費用ともに汎用機よりパソコン版の方が安価である。		